

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年12月1日（木）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 河本 雅也（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 佐々木 一夫（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 宮地 佐都季（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 今村 智仁（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 上島 大輔（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 大槻 展子（第一東京弁護士会所属）
弁護士 佐竹 真紀（東京弁護士会所属）
弁護士 高津 尚美（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を開始したいと思います。私は本日司会を務めさせていただきます刑事7部の裁判官の河本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、法廷で行われる審理が皆様にとって分かりやすいものだったかどうかということを中心にお話しさせていただきたいと思っております。1番の方と3番の方は同じ事件を経験されたとお聞きしております。すけれども、その他の方々はそれぞれ色々なバリエーションの事件を御経験いただいております。その中で、特に法廷で行われた検察官、弁護人の活動について、この点が分かりやすかった、この点はちょっと工夫が要るのではないかという辺りを中心に、途中休憩を挟みまして御意見をいただければと思っております。その後、報道機関の皆様からの御質問に対してお答えいただくということになります。途中、検察官、それから弁護士からも複数の方

に御参加いただいておりますので、その都度、検察官、弁護士から適宜こういう工夫をしておりますとかこういう努力をしておりますと、また、この点ちょっと反省することがありますということも含めて御意見をいただければと思っております。

それでは、早速ですが進めさせていただきます。まず、皆様が選ばれて初めて法廷に入られた後、被告人の名前、生年月日、本籍、住所などを聞いて、起訴状で、この被告人がどんなことをしたのかということを検察官のほうで読みます。それに対して被告人がそのとおりに間違いありませんと言ってみたり、そこの部分は違いますという話をします。その後、検察官、弁護人それぞれ冒頭陳述をしたと思います。この冒頭陳述は、裁判員の皆様、それから裁判官も含めて、この審理で検察官としてはこういうことについて訴えてそして判断してもらいたい、弁護人としても同じようにこういうことについて裁判員、補充裁判員、裁判官に聞いてもらって考えてもらいたいということの説明するために行う作業なんです。その冒頭陳述を聞いただけで、この審理で何をするのかということが非常に分かりやすいものだったのか、若しくはどこか分かりにくい点があったのかということについてお話をお聞きしたいと思っております。1番の方と3番の方が担当されたのは、事実が4つある自白事件で、罪名は、強盗、強制わいせつ、強制わいせつ致傷です。冒頭陳述をお聞きになっていかがでしょうか。1番の方から何かありましたらお願いします。

1番

選任されてからいろいろ本を読んだり、裁判長から勧められて「十二人の怒れる男」の映画を見たりして当日に臨んだんです。それまではほとんど映画の世界でしか知り得ることがなかったものですから非常に新鮮に感じましたし、ある面で驚きもありました。スタートに当たっては、前もって説明をいただいていたので分かりやすく、私のほうでは十分に理解できたとい

うふうに思っています。

司会者

3番の方はいかがでしたでしょうか。同じ冒頭陳述をお聞きになっているわけですが。

3番

事件背景の説明は非常に分かりやすかったです。

司会者

どこか分かりづらいところとか、後で考えれば最初にこれを聞いたほうがよかったなというようなことはございますか。

3番

その後どうなったのかなというのが気になります。

司会者

2番の方が担当されたのは、普段接することのない薬物事犯で、事実も8つある事件でした。被告人と一緒に犯行を行ったとされる共犯者2名の尋問が行われ、結構込み入った事件だったと思うんですけども、その事件での検察官、弁護人の冒頭陳述は、それぞれいかがだったですか。

2番

暴力団による覚せい剤の密売ということなんですけれども、これはもうある意味白黒というか、被告人が有罪であるというのはある程度分かってるんですけど、その有罪の範囲がどのぐらいまでなのか、10あるとしたらその人が10なのか、それとも手下がその人に黙って密売したところもあるから、そこの審理のところをいろいろ話し合ったりするんですけど、なかなかそういう経験がないものですから。ドラマなどで見るとすごく分かりやすいですね、犯人か犯人でないかとか、犯人ではあるだろうけれど、この人がどこまでの罪に当たるのかという、そういう微妙なところがやっぱり素人だとちょっと分かりづらかったです。だんだん審理を重ねていくうちに、そ

の論点がはっきりしてきたといいますか、絞り込まれて、最後のほうにはいい話合いができたと思います。

司会者

少し辛口かもしれませんが、特に検察官の冒頭陳述を聞いているだけで、なじみのない犯罪でもあるし、ちょっと分かりづらかった点があるということですか。

2番

初日なのですごく緊張していました。以前に、小倉のほうで暴力団関係者が裁判員に声をかけたということがあったものですから、傍聴席を見ていると、何かそれらしい人がいると思うと緊張して、初日はこちらの耳から入ってこちらの耳に出ていくという感じでした。やっぱり私たちも慣れてないので、初日は検察官が読み上げたのを理解するのが精いっぱいでした。でも、裁判長が、二日、三日たつと傍聴人の顔なども覚えたりするし慣れてきますよと言ってたので、それを信じて審理に参加しました。

司会者

分かりました。ありがとうございます。それでは、冒頭陳述について、5番の方お願いします。5番の方が担当されたのは、強盗致傷や窃盗など事実が5つあるもので、一部の事件の被害金額とか脅し文言があったかどうかとか、本当に傷をそのとき負ったのかという辺りが争点の事件です。検察官や弁護人の冒頭陳述をお聞きになられて、この後どんなことを自分が判断しなければいけないのかという辺りが分かりやすいものだったでしょうか。

5番

私が担当した事件は、確かに複数の事件で一斉に今回裁判をするということだったんですが、別によいしょするわけではないんですが、幸いに裁判長、それから2人の裁判官がこの事件を審理する中で、非常に緊張している私たちに詳しく説明してくれたことで、多岐にわたっていたことについて一つ一

つ掘り下げてもらうことができたということがありました。もう一つは、私も企業に勤めているので、いつも会議で役員に対していろんなプレゼンをしていて、いかに分かりやすく相手に伝えるか、短い時間で相手に理解していただけるかということが非常に大切になっており、それにより全員がすぐに議論に入れるという形になると思うんです。今回、検察官が非常に優秀で、A3の冒頭陳述メモが私たちに配られるんですが、非常に分かりやすくできていました。こういうものというのは文章がだらだらだらだらっと全部入っているものかと思ったんですが、確かに読み上げればそうなんですが、その中でしっかりポイントポイントという形で示してもらいました。裁判長が男性で裁判官が男性と女性、それから検察官も男性が2人に女性が1人という形で、年代もそれぞれ分かれた人が担当しており、いろんな世代の女性、男性、その多様性の中でチームとしてまとめたものを挙げてるということを努力しているんだなということで、非常に分かりやすかったと思っています。

司会者

分かりました。ありがとうございます。弁護人の冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。何か印象に残ったことがありましたらお願いします。6番の方はいかがですか。弁護人の冒頭陳述について印象に残っているかも含めてですけれども。

6番

私が担当した事件では、検察官が大変丁寧に冒頭陳述をしていました。弁護人の裁判員裁判の経験率というのが分からないんですが、資料の作成具合とか内容について、検察官と弁護人ではレベルが大分違ったなというのは感じました。検察官がすごく丁寧な資料を提出している割には、弁護人は結構簡素な資料というか、作成しているレベルの度合いがちょっと違って、この程度なのかなとか、同じようなものが出てくるのかなと思ってたんですけど、大分違ったので、それぞれ違うところがあるんだなというのは思い

ました。

司会者

最近、弁護人の中には、皆様の目の前まで出てきて身振り手振りで訴えかけるような冒頭陳述をする人もいると聞いていますけれど、そういうのを御経験された方はいらっしゃいますか。皆様の中ではいなかったですか。分かりました。冒頭陳述について今後の参考になる御意見をたくさんいただきましたけれども、この辺りで検察官から何かありましたらどうぞ。

宮地検察官

検察官の宮地でございます。検察官は非常に分かりやすかったという言葉をいただきまして大変ありがとうございます。特に多様性の時代で様々な年代ですとかあるいは男女問わずということで、まさに検察庁においては、冒頭陳述をするに当たっては、リハーサルということで、部内で新規採用された者から比較的ベテランのものまで全部加わって、分かりやすいかどうかみたいな意見交換をしながら進めているところでして、そういったものの中でより分かりやすいものを提示できないかということで工夫はしております。ただ、2番の方がおっしゃったように、比較的なじみにくい覚せい剤の事案で、しかも共犯事件で一部否認してるといったような事案について、本当に緊張状態の初日の裁判員の方々にどうやって分かりやすいプレゼンをするのかというのは、さらに今後検討、研さんを重ねていきたいなと思っております。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございました。弁護人の立場からはいかがでしょう。結構辛口の御指摘が多かったように思いますが。

大槻弁護士

弁護士会のほうでも研修を実施したりして一応できる限り組織としても個々人の弁護人をサポートしようとはしてるんですけども、やはりそれが

思うようには行き届いてない現状があるのかなということはちょっと今感じました。先ほど3番の方がその後どうなったのかが気になったとおっしゃってたんですけど、冒頭陳述の中で弁護人がそこに全然触れていないというのは、やはり当初から気になさっていたということなんでしょうか。

3番

そうです。

大槻弁護士

やはり冒頭陳述はすごく大事なんだなというのを今お伺いして思いました。ありがとうございます。

司会者

続いて、自白事件では、いわゆる犯罪事実に関する証人というのはあまり採用されていないようでして、ほぼ書面の取調べでしたね。1時間ぐらいずっと紙を読むのを聞くのはなかなかきついこともあるのかなと思ったりもするんですが、実際どんな感じだったのでしょうか。証人尋問ではなくて書証の取調べについて皆様の御感想をいただければと思います。4番の方、いかがでしたでしょうか。

4番

私の担当した事件は殺人罪ですけど、殺人罪と死体遺棄罪について被告人は全然争わなくて、量刑をどうするかということで、殺害に至るまでの行動についてが主だったので、特に特段申し上げることはこの部分ではございません。

司会者

分かりました。7番の方はいかがでしょうか。強盗致傷や寸借詐欺など複数ものがあり、また、被告人の精神状態が問題になったりする中で、書証も結構長いものをお聞きになったと思いますけれども、紙の証拠の取調べについて何かお考えになったことはありますか。

7 番

私の担当した事件というのは、殺人とかそういうのじゃなくて、非常に普通常識で考えて何でこんな事件を起こしたのかなというような、詐欺とか、強盗致傷とか、何かおかしい事件でした。逆に弁護側も検察側も結局、もう一応示談は成立してるんで、暴行性とそれと量刑の問題だけだったんで、割と私としては参加しやすいし、ある程度結論も見えてる事件だったので、結構文章を読ませていただいた段階では理解しやすい事件かなと思ったんです。ところが、毎回裁判に参加してきちんとプロセスを通して量刑に至るという、そのプロセスについて、検察側も弁護人側も緻密に理論を立ててくれたので、その点では参加して裁判自体のプロセスを学べたので、非常にためになりました。

司会者

証人尋問を御経験された2番の方、共犯者の証人尋問を目の前でごらんになっていて、その前には結構長い書面の取調べがあつて、実際に自分の目の前で証人がお話しする法廷と、検察官なり弁護人がずっと長く紙を読んでもる法廷、分かりやすさ等で何か工夫の余地がないかどうかという辺りはいかがでしょうか。

2 番

工夫の余地というのはちょっと分からないんですけども。覚せい剤の密売ということで書面で出された証拠というのは、携帯電話とか犯人のメモを抜き出して何月何日にこのような取引があつたというものだったんです。実際に証人を目にしますと具体的なイメージが湧いてくるといいますか。ただ、その証人も、この裁判になった人の手下なわけですね。そうすると、やっぱり兄貴分のことを証言しなきゃいけないから、どうしても遠慮がちな感じで、全部すっきりとは言えない、出てから何かまた仕返しだの何だのあるんじゃないかということで、すごく証人も気を遣いながらしゃべってるなというの

がありました。メモを見たときの数字とその実際の人間を目の当たりにすると、いろんな人間関係とかそういうものが何となく分かってきて、だんだん事件が具体的に分かるようにはなってきました。

司会者

5番の方も証人である被害者の方のお話を聞いてみたり、お医者さんの話を聞いている一方で、紙になっているものをずっと読むのを聞く時間があったんですけど、比較してみていかがでしたか。

5番

確かに後ほど出てくる証人尋問の時間は結構長く、4時間、4時間、4時間と公判で続いたという一方で、書面も結構ありました。ただ、書面でやっていたところの中で何か御質問があるかと言われたとき、具体的に分からなかったところは、その都度質問させていただきました。

司会者

法廷で書面を聞いただけではちょっと分かりづらいところがあって、後で質問をして分かったという感じでしょうか。

5番

そうですね。先ほどおっしゃっていたことはこういうことでよろしいんでしょうかという形であえて質問させていただいて、答えていただいて、得心したところもありますし、また、それが終わって評議室に戻った休憩のときに、裁判長や裁判官に聞いて分かったということがたくさんありました。

司会者

分かりました。できれば法廷で皆様に聞いていただいてすぐ分かるというやり方がベストだと思うんですけども、その辺りほかの方はいかがだったでしょうか。1番の方、3番の方、6番の方、何かございますか。証人尋問に関する議論に入る前に、何かお感じになったことがあればなんですけれど、いかがでしょうか。6番の方、いかがですか。

6 番

初日の午前中で、もうあれよあれよと進められ、こっちは、あっちは、時間ですみたいな感じで、正直あんなに慌ただしい感じで進んでいくんだとは思っていません。流れるように、はい、そうですかという感じで見ていた感じなので、どう思いますかと言われてもそれしか印象がないです。聞いていて分からなかったというわけではないんですが、そっちのほうの感想のほうが強くて、中身については特には私のほうではないです。

司会者

分かりました。ほかの方はいかがでしょうか。

3 番

裁判官が話し合える空気を作っている努力をしているのは非常に強く感じました。ただ、今お話があったとおり、あれよあれよというか、結論ありきで説明を分かりやすくしているのかなというのを確認しているのは感じましたけれど、妥当な単語なのかちょっと理解に苦しむところも正直ありました。

司会者

分かりました。同じ事件を聞いていて1 番の方はいかがですか。

1 番

私も証人尋問については、はっきり言って、こういうものかという形で素直に受け入れて、特に疑問とか感想は持たなかったんですけれど。とにかく終わって、それでまた評議室に行って、裁判官がいろいろ細かく説明してくれるんですね。それで納得してまた出ていくという、こういう感じだったというふうに記憶しています。

司会者

ありがとうございます。それなりに分かりやすかったという御感想もいただける一方で、やっぱり後の説明を聞いて初めて分かったということも結構あったように思いますが。どうでしょうか。書証の取調べに関して、検察官、

何かあればお願いします。

宮地検察官

どうも貴重な御意見ありがとうございます。書証の取調べは、検察官としてもいかに分かりやすくできるかということをつも悩んで、それなりに工夫はしているところではあるんですが。ただ、耳で聞いていただいて、ある程度画面を使いながら御理解いただくということになると思うんです。いろいろ思いつく限りでは工夫はしようとしてはいるんですけど、そうは言ってもやはりその場で全てを理解していただくことが難しく、評議室に戻って裁判官からの説明を聞いて腑に落ちましたというような御意見もあるので。例えば、裁判員の経験者の皆様から見て、こういうところはこういうふうにしたほうがもう少しよかったんじゃないですかとか、何か具体的なアイデアがあればいただければ今後の参考にさせていただけるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

5 番

要は、淡々と読まれていかれるのは必要なことだと思うんですが、私たちも裁判員として若葉マークの状況から何日かするとだんだん慣れてくるので、公判の第1回、2回、3回と行ってるところで何か少しスピード感というのを変えていただけると有り難いかなと思います。公判全体の時間もあると思うんですけども。結構、第1回公判のところで一気に行かれるとですね、まだ私たちも緊張感が拭えない中で第1回公判をやっていますので、それが6回、7回、8回となってくると、逆に言うと全体感も分かっています。とにかく最初は東京地裁の第何号法廷というところに入ったところからもうかなり緊張していますので。裁判長、裁判官の隣に座って、検察官と弁護人の話を聞いてしまうので、やっぱり気持ち的にもかなり緊張しています。それを気遣って、評議室に入ってから裁判長、裁判官がそのところを慮って、特に裁判長については物すごい心配り、手配り、心配りがあったので、そうい

う部分ではすごい助かったと思ってます。

司会者

6番の方も盛んにうなずいておられましたが、何か工夫することがあれば役に立つと思いますのでお願いします。

6番

私もぶっつけ本番で、1日目午前中からが一番やっぱり中身が重いと思うんです。慣れてきた3日目、4日目ぐらいは今度は逆に評議室のほうでずっと評議をしていくとかですね、そういうスタイルの慣れ感と進み方が違うんですよね、ギャップがね。実際、本番に立ってみて気づいたんですけど、一度傍聴しておけばよかったとか、リハーサル一回しておけばよかったなとすごく思ったんです。そのときに初めて気づいて。いきなりぶっつけ本番で自分が一番高い席に座ってしまったことについて、雰囲気にもものまれてしまい、何となくテレビドラマとか映画で見る雰囲気では知らないのに、すごいスピードとボリュームと内容の濃い感じで進んでいくので、慣れてきた頃にはそういう場面はもう終わっていてというので。やっぱり一回事前にリハーサルとか見学とかしておけばよかったなど。

宮地検察官

ありがとうございます。そうすると、一つは書証の読み上げの際に、まだ始まって間もないときなどはちょっとスピードをゆっくり目にするとか、間を空けるとか、そういった工夫も一つ考えられるかなと思います。日程のスケジュールリングの関係は、公判前整理手続で裁判所と三者で協議して決めるんですが、午前中にいきなり冒頭陳述から始まって、書証の取調べが午前中で終わり、午後からは被告人質問になってしまうと、かなりタイトなスケジュールにはなっている、そうは言っても日程を延ばしてしまうと、その分また御負担も増すというところの、その辺の調整が実はすごく難しいところなんだらうなどは思っています。そういう意味で証拠はできるだけ、本当に簡

にして要を得たといいますか、厳選しつつ分かりやすいものを提示するという努力をしていきたいと思うんですが、その上で日程的なこともよく三者で検討させていただいて進めたほうがいいかなと思いました。どうもありがとうございます。

司会者

6番の方は、被害者の方の調書を最初に聞いたと思うんですけども、仮定論ですけど、代わりに被害者本人が来て尋問で聞いていたら分かりやすさがちょっと変わったかなというところがありますか。

6番

そうですね。

司会者

ここは皆様がどう考えるかが将来の参考になるので率直におっしゃっていただければ。仮定論でちょっと分かりづらいところもあるかもしれませんが。

6番

被害者の方はけがをされていて来られていなかったです。そのときに来ていたのは当事者の被告人のみだけだったので、それ以外は全部、弁護士と検察官が代わりで読み上げる、要は代理で全て読み上げるというような形で、当事者本人の口から聞いたのは被告人のみだったので、双方から意見を聞くという形ではなくて一方的な形にしかなくなっていないということで、そういうところでも少し、果たして被害者の代理人の状態である検察官が代わりに訴えてきていることを述べているんですが、その度合いですね、感情の度合いとかじゃないですけども、絶対に許せないというふうに読み上げてるんですけども、それも本当かどうかというのが分からないわけですよ、実際。それが事実じゃないですけど、その感情の度合いとかですね。そういうのが検察官が言ってることが本当かどうか。本当かどうかというか、それが分からないというのは感じました。

司会者

4 番の方は、最初書証の段階ではあまりおっしゃることがないとおっしゃっていましたが、殺人死体遺棄事件ということで結構重い事件だったと思うんですが、調べられた書証の中で何か、衝撃的でちょっと困ったなどというような証拠はなかったですか。要するに遺体とかそういうものは。

4 番

ブルーシートにくるまれた遺体の写真は見ました。もっとすごいものが出るんじゃないかなという思いもありましたけれども、傍聴席からは見えないような配慮があるということなんで、どきっとするわけですね。でも、あの程度なら冷静な判断ができる範囲であったと思います。

司会者

シートでくるまれていたからということですか。

4 番

はい。

司会者

衝撃的な書証について御意見がありましたら、将来の理性的な立証に非常に役に立つので御遠慮なくお話しただければと思うんですが。6 番の方、いかがですか。

6 番

選任されて実際に当日ここに来るまで、来てからもそうですけれど、そのようなものを見ることになるのかどうか、衝撃的な資料を見なくてはいけなくなってしまうのかどうかとか、事件の度合いといいますか、そういうものが見えないことが、やっぱり選任されてからの懸念事項といいますか、不安かなと思うところがありました。

司会者

いかがでしょうか。結構たくさん御意見をいただきましたが。弁護士から

も何かあればお願いします。

大槻弁護士

書証の取調べの後に評議室に戻って裁判官から説明を受けるというお話がありましたけれど、書証を見返すというよりは、やっぱり口頭でそうやって説明を受けたほうが分かりやすいという感じなんでしょうか。

5番

それはまたずっとかなり公判が進んでいくと、もう一回また見せていただくということもできるし、公判の中で出ていたあの証拠というので、また見せていただくことは実際できました。公判の中ではどんどん進んでいくので、あれはあの部分ですよというの言葉で説明してましたけれど。

大槻弁護士

ありがとうございます。

司会者

それでは、書面、書証の話はこのぐらいにいたしまして、次、証人尋問に移りたいと思います。皆様、情状証人、つまり、被告人の関係者が出てくる証人尋問を御経験されたと思いますし、それ以外には、最初に冒頭御紹介しましたが、7番の方は被告人の精神状態ということで精神科の先生のお話があったということでした。2番の方は共犯者、5番の方は被害者御本人、それからけがの関係で医師と、いろんなバリエーションがあったんですけども。まず、これも近時増えてるんですけども、7番の方にお聞きしますが、被告人が精神に障害があるか否かが問題になったんでしょうか。お医者さんの話をお聞きになっていかがでしたか。分かりやすかったか、ちょっと分かりづらかったのか、工夫点はなかったのかという辺りをお願いします。

7番

争点とすると量刑を決めることがメインだったんですけども、弁護士側の被告人の状況は一応データを出してもらって、精神に障害があつてこうい

う犯行に至ったという主張だったのに対して、検察官のほうで調べてもらった医者判断は精神に障害はないという判断で、じゃあ何で精神に障害がないのにこういう犯行を起こしたかという、結局知的レベルが低いからというふうな結論なんです。弁護人側は精神の障害が影響した、検察官側は医者の調べたことで結局精神の障害はないという真逆の結論が出て、知的レベルが低いと。でも、知的レベルが低いから犯罪を起こしてしまうというふうな結論にすることに、ちょっと何か私は疑問に思ったんです。というのは、犯罪を起こす人というのは結構知的レベルが高い人で緻密に計画して犯罪を起こす人もいるし、知的レベルが低いからというので結論づけてこういう犯罪を起こしてしまったというふうに持っている検察側の調べた主張がもうちょっとクリアじゃないかなと私は感じたので、そこら辺の関係をもうちょっと改善してもらえたらなと思います。

司会者

それはむしろお医者さんの証言というよりも、検察官と弁護人の主張の組み合わせ方がちょっと分かりづらかったということですか。

7番

はい、そうですね。

司会者

お医者さんの話自体は極めてクリアだったんでしょうか。

7番

お医者さんの話自体はクリアで分かりました。分かりやすかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。皆様、情状証人に関してはお聞きになっていたと思いますけれども、どうでしょうか。その意味づけとか中身の、どのように思われたかについて特に御感想はありますか。皆様の担当された自白事件では、証人としては情状証人しか出てきてないんですが。この辺り

で特にお感じになったことはありますか。3番の方はいかがですか。

3番

特になかったですけれども、証人が私のときには2人出てるんですけども、家庭環境が非常に複雑だったんです。最後に裁判長も言ってたんですけど、最終的には親族の上の方が出てこられなかったもので、それは一体どうなるんだろうねというふうに終わった形になっていました。専門医の指示のもとで加療中だったと思うんですけども、そこは弁護人の説明だけで専門医の方が何科なのか分かりませんけれども、直接聞くことができなかったので、その辺りはちょっと理解できなかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。同じ事件で、1番の方はいかがでしょうか。

1番

今お話がありましたように、2名の方、会社の上司と母親が証人で出てきました。ずっと表情を見ていまして、お母さんがちょっと泣くぐらいの感じになるのかなと思ったけれど、非常に淡々と話をして、泣かれていれば私もちょっと同情するような雰囲気もあつたんですけど、随分淡々としてるなという感じがありました。上司の方は、これは仕事上の上司ですから、男性ですし、それなりの対応をしていたんですけど、やっぱりその証人の表情だとか言い方でも裁判員に対する印象が大分変わってくるんじゃないかなということは実感しました。

司会者

4番の方は結構重い事件で情状証人の尋問を聞いたと思いますけれど、証人の話を聞いていてどうでしたか。

4番

遺族からは誰も被告人を重い刑にしてほしいという意見がなかったもので

すから、その辺が一番量刑のポイントになったのかなという気がしないでもないです。

司会者

2番の方が担当されたのは薬物事犯で、しかも一部否認事件ということで、被告人がその薬物に関わっていたかどうかについて、被告人の部下、その尋問をお聞きになったと思いますけれども、証人尋問の中身が非常に分かりやすいものだったのか、何かこういう質問をしたらもっとよかったんじゃないかという点についていかがでしょうか。

2番

証人尋問、被告人の部下2人というのと、それからあとは情状酌量の証人とありました。この被告人はナンバー3なんですが、部下はそのすぐ下のナンバー4と、あとはいわゆる下働きみたいな感じでした。やっぱりその被告人のすぐ下のナンバー4のほうはそれなりの地位があるものだから、何か歯切れが悪いというか、それなりの被告人の義理もあるからということなんだろうが、本当の下の方の人というのは、入れ墨で被告人の名前を入れるぐらいではありますけれども、割としゃべってしまうという感じでした。だから何というんですか、その立場立場で随分証言というのは違うんだなと思いました。だから弁護人や検察官にこのようにというのは、とてもとてもそこまでの意見はないですけれども、特殊な世界なので、それをちょっとかいま見て、ああ、なるほどと思ったぐらいです。

司会者

ありがとうございます。5番の方は結構いろんなバリエーションの証人尋問をお聞きになったと思いますが、被害者の方とかお医者さんの証人尋問は、いかがでしたでしょうか。

5番

初日に、事件当日被害者を診断された大学病院の当直医の方と、もう一人

は学術経験者としての医師の方が証人でした。救急車で運ばれてこういう処置をしたとか、医師の方の説明というのは非常に分かりやすかったんですが、弁護人が、防犯スプレーを目に吹きつけたということによって被害者がどのような症状を得たかというところに入ったとたんによすね、いろんな形の医学用語が大量に飛んでまいりまして、弁護人がまたそれをどんどん深く進めていくので、裁判長が途中で止めたんですが、そこがポイントなんだと言われても、私たちはそこがどのぐらい違うんだというのがさっぱり分からなかったです。ただ、これは裁判では非常に重要で、それによって失明のおそれがあるか、あるいは症状が何日で治るかということで、できれば弁護人からこの語彙についてもっと分かりやすい具体的な注釈があると、私たち裁判員はもっと分かったんじゃないかというふうに思いました。さらに、弁護人が、別にこれは弁護人を悪く言うわけじゃないんですが、学術経験者を呼んだところで、先生は以前何年に書かれた論文でこういう場合はこういう可能性があるということをおっしゃってますよねと。でも、一方、先生は何年に書かれた分で何とかの学会に報告されたときにはという話にまで行ってしまってますね。そうすると、はっきり言って私たちもう頭がちんぷんかんぷんのところになってしまうんで、その辺も、その本が何とかで書かれた何という著書でという部分で、それが何だという話になってしまうんです。間違いなくそれはその先生がそういうふうに証明してきてることが重要だということで、気持ちはよく分かるし、大切なことだとは思いますが、そこまでかなり深く行ってしまおうとですね、そのことに対して私たちがどういうジャッジをしていいのかというのが分からなくなるというところがあったので、非常に残念だなと思いました。それをそこまで調べて、弁護人が深く学術論文まで読んで、こういうこともあるんだということを証明したいということまで一生懸命やってることは切実に感じ取れたんですが。だからそこまで弁護に必死になってらっしゃるということは、すごいすばらしいなと思いつつ、それが

具体的にどうなのというところがちょっと見えなかったというところがあるので、その辺に何か注釈とかいろんな部分があるとよいと思います。お二人の医師の方の証人尋問を2時間と2時間で4時間ぐらいやっていたと思うのですが、そのぐらいの内容だったという部分があると。一方で被害者の2人の方が証人に出られたんですけれど、お一人の方はかなり御高齢の方で、事件が起きてから公判が起こるまでかなりの時間が過ぎてるので、当日被害に遭われたときの警察での調書と聴取と、それからその後また警察署に行った部分とかいろんな部分で、かなり突っ込まれたんですけれど、とにかく御高齢の方なので、当然被告人とは会いたくないということで、曇りガラスのところで会わないようにはなさってたんですけれど、かなり緊張していて、その中で言われたことというのが、両方から、当日言ったことと違うじゃないかと、調書と違うというような話になってしまうんです。そうは言っても私たちもこれだけ緊張していて、御高齢の方がああいうところで初めて証人席に立たれたときに、弁護士からぼんぼん質問されてもお答えになるというのかなりきついものがあるなど。でも、あらかじめ質問することを知らせしまうと、逆に言うと検察官と答えを合わせてしまうという危険性もあるからあえてそういうところにあると思うんですけれども、その部分は非常に、これは感想になってしまうんですけれど、御高齢の方にはいたたまれないなと思いました。それがずっと長い時間ありましたから、ずっと聞いているうちにどんどん御高齢の方なんでもうかなり舞い上がってらっしゃってたんで、被害者でもいらっしゃられるので、そういう部分というのは何か、今うまいことは言えないんですけれど、何か被害者の方なんでもうまくやれるようなものはないのかなと、今答えは持ってないんですけれど、非常に感じました。

司会者

どうもありがとうございました。まず被告人の精神状態に関するお医者さ

んの話、それから情状証人の話、共犯者の話、それから被害者の話と、たくさんお話しいただきました。かなり御参考になることが多いと思いますが、検察官、弁護士それぞれ何かありましたらどうぞ。

宮地検察官

いろいろありがとうございます。一つは専門家の精神科の先生ですとか、あるいは救急だったり学術的な見地での専門家の先生ということで、そういう方から尋問するときには、いかに分かりやすくするかというときに用語をできるだけかみ砕いてお話ししていただくということにはなるんですけども、そうは言っても専門家の方なので、突っ込まれてくるとどうしてもまた難しい言葉が出てきてしまうということが往々にしてあるのかなと思っています。そういうための一つの対策として時々工夫する中では、その用語についてだけこういう言葉の意味ですよというメモみたいなものを作って、公判前整理手続の中で三者でこういう用語が証人尋問のときに出てくるけれど、これは配布してお手元に置いておいていただいて、こういう意味ですよということを目でも確認できる形での尋問ができないかとかです。あるいは、専門家証人の場合は、一問一答ではなくて、まさにプレゼン形式で、最初に御自分の見解をパワーポイントなどを使いながら一通りレクチャー形式でやっていただいて、今おっしゃったのはこういう意味ですかという形で検察官がまたかみ砕いていくというようなやり方ですとか、そういったことをいろいろ工夫してやらなくちゃいけないんじゃないかなということは思っているところなんです。そういったものがあればまた違うのかなと思うのですが、いかがでしょう。

5 番

いや、そういうのを出していただければ。逆に、何というんですか、Q&Aじゃなくて、私たち素人でも分かって、それを見ながらだと、なるほど、だからこのことが争点になってるんだなと、どっちだ、先生はどっちだと思

われるんですかということだとすごい助かると思います。

司会者

いかがでしょうか。反対尋問から情状証人までいろんな御指摘をいただきましたけれども。

大槻弁護士

やはり反対尋問をする立ち位置からするとなかなか事前にとというのは難しい部分はあるんですけれども、やはり今、検察官がおっしゃったように、プレゼンテーション形式ですとか用語集を出すという形で、弁護人としても裁判員ではいろいろと工夫はなされているところだとは思いますが、ちょっと何か功を奏してなかった部分があったのであれば、そこは真摯に反省したいなと思っております。情状証人に関して、こんな人なら出てこなくてもよかったのにみたいな人っていらっしゃいましたか。

司会者

御経験があればお願いします。そんなことはなかったですか。

3番

私の事案に関しては、先ほども言いましたけれども、家庭環境が複雑で会社も複雑だったんですけれども、最終的には上の方が一切、御高齢なのかもしれないかもしれませんが、出てこれられなくて、先ほど説明しましたとおり、お母さんと上司の方であったと。その上司は身内経営の人では全くなかったもので、どこまで上司としての責任を負って出てこられたのかなというのはちょっと疑問でしたね。あと、先ほどの専門用語に関しては、先ほども言いましたんですけれども、やはり事前にメモなり用語集なのか分かりませんが、御提示いただいてからの開廷にさせていただいたほうが理解がしやすいのかなとは思いました。

大槻弁護士

ありがとうございます。

司会者

どうもありがとうございました。有益な御意見をたくさんいただきました。続いて被告人質問です。これはどの事案でも行われたと思いますので、順番にお話しいただければと思います。一番最後に、まず弁護人から行ったケースが多いと思いますけれども、弁護人から質問をして検察官から質問をする。また、皆様のほうからも御質問があったかもしれませんが、その辺り全体的に聞いていて質問の仕方、それから被告人質問についての御感想、腑に落ちたのかそうじゃなかったのかという辺りを踏まえて、これは御意見を皆様からお聞きしたいと思います。1番の方、いかがだったでしょうか。

1番

私のときは直接被告人に質問を1つしたんですね。事前に裁判長にこういう質問をしてもいいですかということをお聞きして、いいですよ。その質問をしたときに被告人とあと家族、会社の上司ですね、その人たちの顔をよく見てくださいと裁判長から言われたんです。どういう質問をしたかという、強制わいせつで何十回もこれを繰り返してるんです。端的に、あなたは自分が正常だと思いますか、異常だと思いますかというような質問をしたんですけれど、被告人本人がちょっと口ごもりながら正常ではないというふうに答えたんですけれど。そのときの表情、これは裁判長が言ったように、これで何かいろんなことが分かってきたというふうに感じてるんです。被告人本人は6か月ぐらい身柄を拘束されていて、それで母親が一度面会に来たときに、さっき無表情というふうなお話をしましたけれど、その母親は面会に来たときにちょっと涙を流して泣いたらしいんです。そのとき事の重大性とか自分は大変なことをしたんだというのを実感しましたというようなことを答えてました。それがなかったらあまり感じてなかったような受け止め方をしたんです。そのとき裁判長から、最近の施設の設備だとか食事、それも教えてもらったんですけれど、結構何か内容的にはいいんです。ちょっとした

ビジネスホテルで、食事も私たちが食べる朝食と同じぐらいのものを食べてましたし、だからあんまり待遇が良過ぎるんで、罪を犯して刑務所に入ってもそんなに苦痛は感じないんじゃないかと感じたんです。本当に母親が涙を流したときだけ、そのとき感じたらしいんです。そういうふうなことで、いろんな方の質問もありましたけれど、私自身はその質問でちょっといろんなことが分かったというか、最終的な評議のときはそれが結構重要なポイントになったと思いました。

司会者

では、2番の方どうぞ。

2番

被告人に対する質問なんですけれど、ずっと被告人席に立っているものから姿はすごく印象にあるんですけど、あまり言葉が、そんなに被告人の言葉をたくさん聞いているわけじゃないので、言葉の印象というのはすごく薄いんですね。ただ、裁判官の1人が、手下の人たちは覚せい剤を自分も使用しているんですけども、この被告人は使用したことがあるのかなということで、裁判官が聞いてくれたんです。そしたら自分は覚せい剤は使ったことではないと。じゃあなぜ使わなかったんですかと言ったら、使おうとは思わなかったからと。決してそれが体にすごく悪くて物すごい重大な精神的な障害ができるからということ、被告人本人は言えないとか言わないわけです。それを聞いたときに、この人は本当はもうすごく知っているはずなのに、こういう世界で生きてきた人だから骨の髄まで知ってるはずなのにそのことを言わないというのは、逆に罪は重いなと思ったんです。この被告人は前にも覚せい剤に対することで一度捕まっていて、ほかにも前科があるんですけど、前科があるということを見てその犯罪をどのぐらいと決めてはいけないと思うんですけども、やっぱり被告人のその言葉を聞いて、本当に反省をしてるのかなと。被告人のお兄さんが情状酌量の証人として出てき

て、工務店か何かをやっているの、お務めを終えて出てきたら自分のところで働いてもらって、自分も管理もするし今も残された奥さんや子供の面倒を見ているからと言ったんですけれど、本当に大丈夫なのかなというふうに思いました。逆に、自分が覚せい剤を使ってなくて、使おうと思わなかったと、その言葉を聞いて私は逆に、ん？と思いました。だからその一言というのがすごく逆に印象が強いというか、あまりしゃべらなかつた人だけに、それで何か印象をすごく強く持ちました。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方お願いします。

3番

記憶なんですけれども、最終陳述、判決までは、「はい」と被告人はうなずいていただけだと記憶しております。今回の被告人は前科、常習性があるということだったんですけれども、もう少し早い段階で捕まるというか更生させる機会があったのではないかなと思いました。やはりいまだに警察が民事不介入、有事ありきというのが強く印象に残っております。

司会者

ありがとうございました。4番の方、結構重大事件だったので被告人質問はいろいろとあったと思いますけれど、いかがでしょうか。

4番

被告人は極めて冷静で表情も変わりませんし、一切反論することがないので、一度、殺害方法について、どうしてそういうことをしたんですかと、その理由は何ですかと聞いたところ、なるべく苦しめない方法をとりましたという答えでした。そここのところが私は非常に印象に残りました。

司会者

検察官、弁護士、当事者の質問の仕方はいかがだったでしょうか。

5番

被告人が中高年だったので、検察官もそれから弁護人も非常に丁寧に、その方を諭すようにと言うと語弊がありますけれど、質問をしていたんです。とにかく、さっきも1番の方とか2番の方もおっしゃっていたように、被告人に前科が今まであるからどうこうということは量刑には全く考えてなかったんですけれど、それまでに何回も刑務所に入り、出所して2年ぐらいたって、今回私が担当した5つの事件を次々しているんです。逆に言うと被告人は、犯罪を犯しても相手を傷つけないというのをいつも必死に、私はどんな悪いことをしても相手を殺したりそういうことはしないんだと言うのです。その割には悪いことをしてるんですけれど。寂しかったのは情状酌量の証人も、兄弟、あと親御さんもいらっしゃるんですけれど、出てこられなかった。私は出てくるとばかり思ってたんですけれど、情状酌量の証人が1人もいない裁判でした。逆に言うと、これは議論とずれちゃうかもしれないんですが、そういう人々の今後について、またこの被告人が、今回、出てきたときに、社会としてそういう人をどういうふうに迎えていくのかというのも考えました。本人が裁判を受けてどれほど反省をするかという部分で、弁護人もそれから検察官もいろんな形で諭しているんですけれど、本人にどれだけ響いてるかというのを、一裁判員としては何かちょっと非常に考えさせられる、あるいは社会の在り方とかいろんな部分で考えさせられたというのは非常に深く思いました。

司会者

ありがとうございます。6番の方はいかがでしょうか。

6番

特に複雑な内容はない事件だったので、質問は両者とも分かりやすかったです。

司会者

7番の方はどうでしょうか。検察官や弁護人も被告人に質問したと思いま

すけれども、被告人質問の内容は分かりやすかったか、御自分でも質問されたりしたかという点はいかがでしょう。

7 番

検察官と弁護人も事実関係をメインにどうだったのかという質問をそれぞれしてたんですけれども、私は裁判を重ねるに当たって、被告人に量刑を科すということの意味について、その被告人が何年かけて更生して社会に戻ってこられるんだろうなというふうな、逆に何かそういう気持ちに変わっていったんです。それで、なぜ普通だったらやらないような事件を起こしたのかということを考えて、最後に裁判官が質問した後に私自身その被告人に、1つ変わった質問をしてみたんです。普通プロフェッショナルの裁判官はこんな質問をしないのかなと思ったんですけれども、一応素人の裁判員裁判なので。被告人に対して、あなたは子供の頃とか若い頃夢は何を持ってたんですかと質問したんです。その被告人は、私はちっちゃい頃は看護師になりたかった夢があったんですと言ったんです。この何というんですか、執行猶予が付いて保護観察付きで立ち直ったその後の方向性というのは、そういう看護師という夢があったんだったら、またそういうものを持って社会に復帰して生きていけばどうなんですかと被告人に言ったら、それが非常に本人には何か心に打たれたみたいで、被告人の最終弁論でそのことを言って、自分はそういうことを忘れててギャンブルとかに陥ってたけれど、子供の頃そういう夢があったんだというのを再認識して、それを持って社会復帰していきたいというので、私が尋ねたことに対しての二、三日たったの最終弁論でそのことを言ってもらったので、逆に私はそういうことを心に留めてくれたことに対してちょっとうれしかったんです。だから今、その被告人がどういう気持ちで頑張ってるのかなということがちょっと気になってますけれど。逆に、ほかの裁判員の方も、私がそういうちっちゃい頃の夢は何なんですかと聞いたことはすごくよかったと、プロフェッショナルの裁判官はそういう質問はしな

かったと言ってくれました。だからそういう意味で私が素人的な質問をしたことによって、この裁判員裁判の制度の意味があるので、違ったビューから違った角度で質問するというのは、この制度がある非常にいいアドバンテージというかメリットだと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。また、大変御参考になるお話を伺えましたけれど、どうでしょうか。検察官、弁護士から何かあればお願いします。被告人質問ですから弁護士ですかね。

大槻弁護士

弁護人もいろいろ工夫をしているというところをお伝えしたいなと思うんですけども、やはり弁護人というのは被疑者段階から通常は何度も面会をして、被疑者、被告人の更生を一番に考えている存在になろうとしているわけです。そのためにいろんな本を差し入れて勉強してもらったりですとか、専門家の方に来ていただいてカウンセリング的なことをしていただいたりですとか、最近はそのような動きも出てきています。ただ、やはり国選弁護という範囲であまり費用をかけられないというところで、いろいろと各弁護人が工夫をして被告人の更生のためにいろいろと考えているというところは、審理を通じて伝わっていればうれしいなと思いました。

宮地検察官

裁判員の皆様がとても素敵な質問をされて、恐らくおっしゃるとおりプロであればそういった角度での質問というのはなかなか思いつかないところで被告人の心を動かすということもあるんだなということが非常に参考になりました。検察官としましては、何が何でも刑罰を重くすればいいと考えているわけではなくて、本当にその犯した犯罪に見合った刑罰、適切な刑罰は何かということをいつも考えていて、それがやはり重いもので被害者が非常に痛んでいるという事案であれば、やはり服役して罪を償っていただかなけれ

ばいけないでしょうし、そうではなくてやはり社会復帰を考えていくべき事案もあるだろうしということを考えながらやっております。そういった中で、被告人質問の中でいろいろ検察官が考えるのは、まずは事実を争っているような事案の場合は、真相は一体何なんだろうかというところをできる限り被告人の口からしゃべってもらいたいということで、不合理なことだったり矛盾点についてを追及するような質問をする場合があるかと思います。その上で、罪を認めているというような被告人であれば、さっき諭すようなという質問がありましたけれども、それについてはやはり被告人に責任があるんだよという自覚をしてもらいたいし、本気になってやり直すのであれば、その自覚のもとで覚悟を決めてやってもらいたいということを検察官なりの言葉で伝えようとして被告人質問をしているというところです。それが必ずしも法廷で成功するかどうかは分からないんですが、そういったことを検察官は検察官なりに、また、その被害者の代わりに被害者が言いたいことを法廷で被告人に対してぶつけるということもあります。そういったことを様々考慮しながらやっているということを御承知していただければと思います。その上で弁護人は弁護人の立場で、あとは裁判員の皆様がお考えになっていることをぶつけていただく。それが裁判員裁判の非常にいいところなんじゃないかなというのを、伺っていて非常に思いました。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、いよいよ審理の最後になります。検察官から論告があつて求刑がされると思います。何年というところが空欄になっていますので、皆様もそこが何年になるんだということで気になられたと思います。弁護人も弁論をして、一部事実を争ったり、弁護人としてはこういう刑が相当だと述べます。これが終わったらすぐに裁判官、裁判員、補充裁判員の方も加わった評議ということで進みますが、締め 의견陳述ですけれども、検察官、弁護人それぞれどうだったでしょうか。まず自白

事件を担当された方からお願いしたいと思います。4番の方はかなり重たい事件だったと思うんですけども、検察官や弁護人からそれぞれ何年という意見を言ったと思うんですけど、なぜ何年なのかというのが伝わるような論告・弁論だったのかというのはいかがだったですか。

4番

非常に分かりやすい説明を検察官はしていました。検察官ならこういうことを言うだろうなということだったんですけども。先ほどもお話ししましたように、やはり被害者の身内を含めどこからも重い刑にはしないでほしい、社会復帰するように頑張ってもらいたいという話がありました。

司会者

6番の方はいかがだったでしょうか。検察官の求刑と弁護人の意見がそれぞれあったと思うんですけども、検察官や弁護人の意見が分かりやすかったか、なぜ検察官の求刑が6年なのか。弁護人はたしか3年台というような言い方をしたかと思いますけれど、なぜそういう年数になるのかという辺りは説得力があったのでしょうか。

6番

はい。大体分かりやすかったと思います。その後、評議室に戻ってからそれについて補足というかもちょっと分かりやすくというか、裁判長のほうから解説していただいたので、そこで分かったと思います。

司会者

論告・弁論の後に裁判長の解説があったということですか。

6番

法廷で聞いていても分かりますけれども、その数字が一般的数字か妥当な年数かということの判断が経験がないので分からないので、それについて相場どおり、相場どおりという言い方はあれですけど、そういうものですよというのを裁判長から説明してもらって分かりました。

司会者

7番の方は、被告人の病状もあるんでしょうけれども、やはり実刑なのか執行猶予なのかという辺りで検察官、弁護人から意見があったと思いますけれど。検察官や弁護人の意見の中では分かりにくいところは特になかったですか。

7番

非常にクリアで分かりやすかったです。

司会者

1番の方と3番の方は同じ事件を担当しておられましたけれど、それぞれ御意見をいただければと思います。

1番

私のところもいろいろ意見を出し合って検討したんですけど、最終的に弁護人が、わいせつ行為に見合う刑罰ということで量刑分布図というのを出してきたんです。私はわいせつ行為やなんかでも、どこを触ったから重いとかそういうことじゃなくて、やっぱり恐怖心ね。中には拉致されたり殺されたりするケースもあるわけですよ。だからそういうのを一回経験された方は物すごい精神的なショックがあると思うんです。だからただ単に、胸を触ったから軽い、陰部を触ったから重いとか、そういうような行為に応じたような刑罰じゃなくて、もうちょっときめ細かく内面を捉えた判断をしていかないと、ちょっとこれは件数が多いからなかなかそこは難しいとは思いますが、やっぱり人のこれからの一生の生活がかかっていることですから、慎重にもっときめ細かくやっていただきたいなというところを強く感じました。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。

3番

判例と弁護人の科刑意見に基づいて判断したと記憶しております。

司会者

それでは、否認事件を御担当になられて事実認定のところの検察官の意見、弁護人の意見、それから刑に関する意見、その両方が入ってきたと思いますけれども、5番の方、いかがでしょうか。検察官、弁護人の最終的な意見をそれぞれお聞きになって、分かりやすさという観点からお願いします。

5番

最後まで双方の主張、それぞれしっかり説明してもらい、裁判員、裁判官がそれぞれそれを受けて、評議室に戻ってからもかなり熱い議論がされました。具体的にどうなんだということで、例えばマンションの防犯カメラを私ももう一回見たいということで評議室のほうに持ってきてもらって、それもかなりストップしたりいろんな形で細かく全員で見て、双方の主張どちらが、今日に見えてるVTRの証拠により正しいかどうか、いろんな部分でかなり時間を使ってやって、それぞれで話し合いしながら、自分なりに量刑を出したという形です。今回、検察官は10年、弁護人は4年という求刑で、6年の差がありましたので、各人がしっかり量刑の年数を出して、全員の中で、そして具体的にかなり時間をかけて意見を作ったということでは、非常に結果に対しては満足しております。全員が紙に書いて一斉にぱっという形で出して、それぞれの主張、何でこうなったのかというのをそれぞれが述べて、具体的にこうなんでこう思いますという形だったので、非常によかったんじゃないかなと思います。

司会者

議論の前提としての検察官の論告や弁護人の弁論は分かりやすいものだったでしょうか。

5番

分かりやすいです。やっぱりそれなりに何で4年なのか、なぜ10年なの

かとよく分かりました。そこをあとは私たちがどう判断するかだったので。

司会者

それでは、2番の方お願いします。共犯者の供述が信用できるかとか、刑をどういうふうに決めるかということで、それぞれ御意見があったと思うんですけども。内容は非常に分かりやすいものだったのかどうかというのはいかがでしょうか。

2番

すごく分かりやすかったと思います。ただ、私たちも素人で、この犯罪に対してはどのぐらいの刑罰かというのは分かりませんので。一番ポイントになったのは、ビジネスとして、業として覚せい剤を密売したかというところで量刑がすごく変わるということで、そこは裁判員、裁判官もみんなで、その言葉だけではなくいろんな意見を出し合って、すごく充実した話合いができたと思います。

司会者

論告や弁論に関してはあまり厳しい御意見はなかったんですが、検察官、弁護士、一言ずつ何かあればお願いします。

宮地検察官

論告もできるだけ情報量が過多にならないようにしながら、だけれど説得的なものにしようということで一応それなりに工夫させていただいているところで、概ね分かりやすかったという御意見を賜って非常に励みになります。今後も御意見を踏まえて努力していきたいなと思います。ありがとうございました。

司会者

弁護士のほうからいかがですか。

大槻弁護士

否認事件は否認事件の、認め事件は認め事件のそれぞれ量刑をこちらから

言うのはなかなか難しいところで、それを踏まえて皆様がいろいろとお話をしてくださったんだなというのがすごくよく分かって、こちらとしては真摯に受け止めております。

司会者

それでは、本日、報道機関の方がお見えになっていますので、記者の方から御質問いただければと思います。

甲社A記者

裁判員経験者の方、本日はどうもありがとうございます。司法記者クラブ幹事社の甲社のAといいます。質問させていただきます。今回御経験された裁判が実際に新聞ですかニュースで報道されましたでしょうか。その報道された内容についてどのようにお考えになられたかという辺りを伺えればと思います。もし報道されてなかった場合に、漠然としますけれども、事件報道について、実際に裁判員を御経験された上でニュースとか新聞を御覧になると、恐らく考え方が変わったんじゃないかなとは思いますが、その辺りでどういったところで見方が変わったというか、お考えになったかという辺りについて伺えればと思います。1番さんからよろしいでしょうか。

司会者

1番の方からお願いします。

1番

報道はされませんでした。私の場合、別の著名事件の裁判のときに私の担当された裁判官が出てましたので、まあ懐かしいなという感じでした。そのぐらいです。

司会者

2番の方、お願いします。

2番

私も多分報道されなかったと思います。このときに集中していたので新聞

を見る余裕もなかったです。ただ、裁判員を経験した後は、やっぱりそういう刑事事件ですとか、テレビのニュースで東京地方裁判所が映ると、家事の手を休めてぱっと目が行くとか、傍聴にもよく来るようになりました。私はこういう経験をするまでは、皆さんもそうだと思うんですけど、裁判所というのは本当に縁のないところでして、傍聴というのももっと手続が大変かと思ってたんです。でも実際来てみますと、別に記帳する必要も身分証明も要らずに、入り口のところの手荷物検査だけ受ければ気軽に来れるんだというのもしりました。これを皆さんにも知っていただけたらなと思ひまして、自分の身の回りの人だけにですけども、傍聴って気軽にできるよとか、ちょっと雑談の感じで皆さんに自分のできる範囲で伝えるようにはしております。そんな感じですよ。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

3番

報道はされておられません。ただ、さっき1番の方が言われたとおり裁判官が、別の著名事件の裁判長を務めたのを見ました。あと今日の意見交換会も含めて、東京地裁あるいは地方の地裁に関して身近なものになってきてるとは思うんですけども。昨日も東京地裁にアクセスしたら、前回の裁判員経験者の意見交換会というのが9月20日で11月24日にアップしてまして、今日の意見交換会に関しても、いつどのような形でフィードバックされるのかというのが非常に考えさせられました。

司会者

なるべく急いで進めます。それでは、4番の方、お願いします。

4番

報道についてはネットで後で調べてみました。報道されていまして。あくまでも新聞記事なので、事実がそれだけ書いてあることだけなので、実際に

参加して、こういった事情、心の闇がこんなにあるんだなというのは、やってみなきゃ分からないなど、そう感じました。

司会者

報道に対する見方は変わったりしましたか。事件の後で。

4 番

それは変わっておりません。

司会者

ありがとうございます。5 番の方、いかがですか。

5 番

特に報道はされてなかったと思われま。逆に思ったのは、裁判員をやらせていただいて、逆に言うと東京地裁に来させていただいて、1 人の人が 1 回犯罪を犯すと、再犯を繰り返してしまうというところがあって、自分の担当した被告人も何回も犯罪を起こしていて、麻薬もそうなんですけれども、何度もやるという部分があって、報道を見ると初犯じゃなくて再犯という記事を見るとですね、自分も一社会人として、特に被告人は住んでいるところで再三、本当に生活圏の中で再三犯罪を犯していたので、逆に言うと今自分の住んでるところで、やはり住んでる人たちで犯罪を撲滅していこうということをしっかりやっていかなきゃいけないんじゃないかなということを感じました。やっぱり日頃から、いろいろ言われてますけれど、近所付き合いとか、なかなか今難しい世の中なんですけれども、そういう中でお互いに声かけをしていくとか、あるいは日頃からまちづくりというのをもう一度やっていかないといけない、こういうことが社会の中で、東京は特にそうなんですけれども、疎外感を受けてこういう犯罪を行ってしまうという部分が結構多いのかなと思うので、自分もこれから一人の社会人として、少しでも犯罪の少ない社会にしていく中に、どういう形なら自分が一役を担えるのかなというのを非常に強く感じるようになりました。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方お願いします。

6番

一応報道はされてなかったと思うんですけど、終わった後ネットで検索してみたら、起訴状と同じ内容の記事が出てきたので、ネットニュースでは一応確認したかなというぐらいです。あとはニュースを聞くときに、裁判員裁判になりましたとか、そういうのを見ると、今までは興味もなかったんですけど、ちょっと意識は変わってきました。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方、お願いします。

7番

事件そのものは報道されてなかったんですけども、それ以降一応テレビか何かで判決とかのニュースは結構意識して見るようになりました。裁判員裁判を経験する前はプロセスが分からなかったもので、結果としての判決だけテレビで見るような形だったんですけども、それ以降は何らかのプロセスがあってそういう結論に至ってるんだということを経験したので、意識的にはやっぱり見る目が完全に違ってきました。ほかの方も言われたんですが、私の事件は関わっていただいた裁判官3人が非常にいい方で、裁判員の立場を考えていろいろ考慮してくれました。特に裁判長は、法廷ではすごく厳しい顔をしてるんですけども、一旦部屋に帰って裁判員と打合せしてるときは、本当に人間味が溢れるような感じで、全然接する態度が違うんです。たまたま裁判が終わってニュース見てたときに、同じ担当された裁判長がテレビに映ってるのを見てちょっと印象的だったのは、もちろんテレビでは判決のところしか映らないんですけども、その裁判長は裏ではやっぱり人間性もあって、温かみのある人なんだなというので、何というんですか、やっぱりプロとしての仕事の面、どんな職業でもそうなんだけれど、プロの職業の

面と自分の私的な面の全然違う面、両面を人間というのは持っているのかなというのでちょっと認識を新たにしました。

司会者

どうもありがとうございます。では、次の質問を報道機関のほうからお願いいたします。

甲社A記者

裁判員裁判に御参加されて、例えばお仕事をやってらっしゃる方はお仕事との調整というか、そういった辺りで何か御負担などはありましたでしょうか。裁判員制度そのものについて改善すべき点があるんじゃないかと思われたところがあれば教えていただければと思います。

司会者

それでは、1番の方からお願いいたします。

1番

私は定年退職をしていますので、時間的には余裕があり、指名されたときは喜んで参加させていただきました。裁判員制度のスタート当時は、結構騒がれて会社の中でも話題になったり、私たちも選ばれるかもしれないというような話題が出てきましたけれど、その後だんだん話題にも上がらなくなってきているので、裁判員制度そのものもあまり頭の中になく人が結構多いと思うんです。最初にアメリカ映画の話をしましたけれど、日本でも、ある程度有名俳優を使ってちょっとヒットするような映画を作ればかなり関心が持たれるんじゃないかというふうに感じました。そうしないと、広報で宣伝してもあんまり興味を示すというものじゃないと思います。検事はキムタクの「HERO」を見て、あっ、検事というのはああいうことをやるんだというのが初めて分かりましたし、弁護士は映画にしょっちゅう出てきてますので弁護士のことは分かってますけれど、裁判員のことに関しては、是非何か、報道関係の方がいろいろつながりがあれば、そんなものが映画でもでき

ればいいなというふうに思ってます。

司会者

ありがとうございます。2番の方、お願いします。

2番

私も裁判員の通知が来る前から大変関心があったので、私は主婦でパートなんですけれども、勤務先のほうにも11月に初めのお知らせが来たときに、もしかして選ばれたらお仕事を休ませてもらいますのでと先に言っておきました。指定された6日間がちょうど出られる日で、物すごく忙しい月ではなかったのですが、家族も行ってこいという感じで送り出してくれたので出ることができました。やっぱり自分もこれを経験したいと思っていましたし、経験したことでまたさらに自分も何か伝えなきゃいけないという感じで、拙い文ではありますが、3つぐらい文を書いてあちこちに投稿したりしました。採用されたものもあるし、これから選ばれるのかなというものもあるし、没になるのかなというのも分からないですけれども、何かしらのパワーをすごく与えてくれたと思います。ですから、これから裁判員を経験される方には、通知が来た方には、事件の内容によってはトラウマになってどうしても受けられないというものはあるかもしれないですけれども、法律的な知識がないからちょっと不安だ程度でしたら、是非参加されることをお勧めしたいと思います。5番さん、7番さんもおっしゃってましたけれど、裁判官もすごく気を遣ってくれて、私たち素人の意見を本当によく聞いてくれました。自分たちで気づくような持っていき方はしてくれましたけれども、頭から否定されることが一切なかったんです。ですから私を含めまして8人の裁判員それから補充裁判員の方々とも話したんですけれども、もう一度通知が来たら引き受けるかという話になって、全員が引き受けると言ってました。すごくいい経験になったとみんな言ってました。みんな裁判官とそれから裁判長に対してすごく感謝の気持ちを持っておりました。大変貴重な経験をさせていただ

いたと思っております。ですから、これから通知が来た方々には是非参加されることをお勧めしたいと思います。重圧を受けるのは一人だけではないですし、裁判官も入れますと全員で引き受けるわけですから、プレッシャーになるとかということもないと思います。これはお金を出しても絶対できない経験ですから、通知が来たということはもしかしてあなたがそれをやりなさいというお役目が上から来たのかなということで、引き受けられたら大変いい経験になると思います。

司会者

どうもありがとうございました。では、3番の方、お願いいたします。

3番

裁判員裁判の選任は義務という説明が先ほどあったので、ちゃんと社内規程も変わってますので、現役の会社員ですけれども特に業務には支障はありませんでした。理解を得られております。非常にいい経験になると思います。今回の審理計画だったんですけれども、土日等を挟んで月曜日に判決の宣告だったんですけれども、土日等を入れて非常に重く引きずるような状態が精神的にあったので、審理計画はもう少し見直す必要があるのかなというのと、私の場合は東京地裁さんに何度か仕事の関係でお伺いすることがあるんですけれども、もう少し身近に、傍聴でもいいですけれども、経験するような雰囲気、風土、手続等、簡易になったらよろしいのではないかと思います。

司会者

ありがとうございました。4番の方、お願いします。

4番

当時、裁判員に選ばれたとき、会社の中で誰も経験者がいなかったんですけれども、裁判員になったときに会社のほうで規程を見たらできてましたので、ちゃんとできてるなと思ったのと、周りのほうからも、そのことを話すと、めったにない経験なんだから是非行ったほうがいいよという、そういうお言

葉をいただいて、仕事のほうにも支障はありませんでした。

司会者

では、5番の方、お願いします。

5番

会社的にはもうそういう形ができておりますので、何ら、選ばれたときには気持ちよく、うちの社では特別休暇というんですが、そちらでしっかり休んで専念することができたんです。個人的に言うと9日間の公判が月末、月初でございましたので、自分の商売上一番仕事の的には厳しい時期でした。当然チームで仕事をしてますから、チームの残りのメンバーが全部負担をしてくれるから何ら支障はなかったんですが、その一方で自分が責任者でやるべきものを全部ほかの人がやってくれるという切なさはあったんです。でも、それ以上に裁判員を経験したということが自分にとって、これは一生の中でなかなか普通の人を経験できないことを経験したことが自分にとってどれだけプラスになるのかというのを身をもって知りました。逆にもし知ってる人でその通知が来てもし悩んでる人がいれば、気持ちよく後ろから背中を押してあげて、是非とも裁判員を自分でやってみることが自分にとって今後の自分の人生に大きなプラスがあるよということは伝えたいなというのは非常に思っております。それからもう一つ、私も言ったんですが、別に東京地裁の裁判官をどうこう言うつもりは毛頭ないんですが、本当にいい方にたまたまめぐり会えた。むしろ東京地裁の裁判官はどの方もすごくいい方なんでしょうけれども。お三方には非常に感謝しておりまして、身近で言うと最後の日には全員で自発的にみんな昼食に行こうということで裁判員と裁判官全員で食事に行きました。それは裁判員のほうから、是非お時間をとってお食事一緒にさせていただきませんかと言ったんです。そのときはもう完全に裁判の話じゃなく、自分のプライベートでみんな何が趣味かという、本当にそういう形で話ができて最後終えたので、みんなお互いのことを尊敬し合いな

がら本当に裁判ができたねということをつかち合えて終えたんです。またシャッフルされて通知が来たら、進んで裁判員をさせていただこうと思っております。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、お願いいたします。

6番

スケジュール調整の件ですけれども、私は今会社員なんですけれども、私の会社でも裁判員裁判については特別休暇という仕組みができておりますので、休むことも問題なく休暇で休ませていただきました。6週間前に通知が来るので、スケジュール調整も十分可能でしたので問題なかったです。逆に言うと、今日のことのほうが、日程は分かっているんですが、今日は任意ということで要は義務ではないということで、会社のほうでは特別休暇は与えられないということで、年休で本日来ております。そうすると、個人のモチベーションじゃないですけど、協力の意思次第ということになってきますので、逆に言えば会社員の方の参加率は意見交換会のほうは逆に少ないんじゃないかななんて思いました。裁判員裁判の参加者の個人情報、年代別とか職業別とか何か統計をとられてるみたいですけども、意見交換会のほうは大分、例えば平均年齢が高いとか、あとは正規社員ではないとか、そういう方の出席率のほうが高いんじゃないかなとか、そういうのもデータ化して、それを制度のほうに結び付けていただけたらなと思いました。大分会社のほうには相談してみたんですけど、年休でしか認められないという形だったので、今回は最後まで協力しようと思いましたが、年休で参加させていただきました。例えば会社員の方が、裁判員裁判に義務でみんな出てきたときに会社の制度がまだ整ってなくて年休で出てこられるような方も多分まだいらっしゃると思うんですけど、それとの比較で意見交換会に100%その方が全員出てきているかといったらそうじゃないかと思うの

で、ちょっとそういうところも今後おいおい見ていっていただけるか、そういうところも向上していくように皆さんのほうで分析していただけないかなとは思っています。

司会者

ありがとうございました。では、7番の方、お願いします。

7番

スケジュール調整は問題なかったです。むしろ私は、当選というか手紙が来たら是非やってみたいなというモチベーションがありました。実際は選ばれて裁判員を経験して、結果的には非常にいい経験ができて、裁判官、検察官、弁護士、そういういろんなプロフェッショナルが関わってくるということも経験して非常によかったです。裁判員裁判の制度についてちょっと一言いたかったのは、最初に手紙が来て、11月のはアナウンスで次の年が裁判員に選ばれる可能性がありますという内容で来るんだけど、次来たときは一応選ばれて、来てくださいというので、東京地方裁判所に来る招聘の手紙で選ばれてるわけです。その段階でもう選ばれてるんだから、その段階で意見を聞いて、是非やりたいか、やりたくないか、そういうモチベーションの度合いをその人に聞いてみて、その度合いの高い方にやってもらえばいいと私は思うんです。2段階になってるから何かプロセスが無駄な時間の気もするし、わざわざこっちへ来てもらって、またロットしてみて、私は運よくやれたので、選ばれたんでよかったんです。この2段階でロットをやって裁判員を最終的に決定するというのが、改善する余地があるんじゃないかなと私は思いました。1回で手紙が来て、来てもらうという段階になって、その人たちにモチベーションのアンケートをとって、是非やりたい、そういう意見であればそういう人を優先に選任するようにすればよいのではと思います。

司会者

はい，分かりました。

甲社A記者

ありがとうございました。

司会者

はい，どうもありがとうございました。それでは，ちょうど時間になりました。本当に今日は長時間どうもありがとうございました。今後の運営に大変参考になったと思います。どうもありがとうございました。

以 上